

平成22年 No.37

東京学芸大学パソコンリーダー規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

制定理由

事務組織の一部改編，理事及び副学長の職務分担の変更等に伴い，所要の改正を行うものである。

東京学芸大学パソコンリーダー規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年6月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規則第14号

東京学芸大学パソコンリーダー規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学パソコンリーダー規則（平成11年規則第7号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）
- (5) 東京学芸大学弓道場管理運営規則（平成21年規則第31号）
- (6) 東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年6月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学パソコンリーダー規則の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表				別表			
パソコンリーダー配置部局及び人員				パソコンリーダー配置部局及び人員			
パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員
総務部総務課	1	教育研究支援部教育研究支援課	4	総務部総務課	1	教育研究支援部教育研究支援課	4
総務部人事課	1	教育研究支援部学術情報課	1	総務部人事課	1	教育研究支援部学術情報課	1
総務部 <u>広報連携課</u>	1	教育研究支援部情報基盤課	1	総務部 <u>広報連携協力課</u>	1	教育研究支援部情報基盤課	1
総務部附属学校課	1	監査室	1	総務部附属学校課	1	監査室	1
財務施設部財務課	1			財務施設部財務課	1		
財務施設部経理課	1			財務施設部経理課	1		
財務施設部施設課	1			財務施設部施設課	1		
学務部学務課	2			学務部学務課	2		
学務部教育企画課	1			学務部教育企画課	1		
学務部学生課	1			学務部学生課	1		
学務部入試課	1			学務部入試課	1		
学務部国際課	1			学務部国際課	1		
<u>附 則</u> <u>この規則は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>							

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更並びに事務組織の一部改編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																
〔省略〕 別表 <table><tr><td>総 務 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸総第 号</td></tr><tr><td>人 事 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸人第 号</td></tr><tr><td><u>広 報 連 携 課</u> に 属 す る も の</td><td>東学芸広第 号</td></tr><tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr></table> 〔省略〕	総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号	人 事 課 に 属 す る も の	東学芸人第 号	<u>広 報 連 携 課</u> に 属 す る も の	東学芸広第 号	〔省略〕		〔省略〕 別表 <table><tr><td>総 務 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸総第 号</td></tr><tr><td>人 事 課 に 属 す る も の</td><td>東学芸人第 号</td></tr><tr><td><u>広 報 連 携 協 力 課</u> に 属 す る も の</td><td>東学芸広第 号</td></tr><tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr></table> 〔省略〕	総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号	人 事 課 に 属 す る も の	東学芸人第 号	<u>広 報 連 携 協 力 課</u> に 属 す る も の	東学芸広第 号	〔省略〕	
総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号																
人 事 課 に 属 す る も の	東学芸人第 号																
<u>広 報 連 携 課</u> に 属 す る も の	東学芸広第 号																
〔省略〕																	
総 務 課 に 属 す る も の	東学芸総第 号																
人 事 課 に 属 す る も の	東学芸人第 号																
<u>広 報 連 携 協 力 課</u> に 属 す る も の	東学芸広第 号																
〔省略〕																	

様式第3

(表) 東京学芸大学原議書

完 結	平成 年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	東学芸 第 号				
発 送	平成 年 月 日		平成 年 月 日				
照 合	平成 年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	平成 年 月 日			
浄 書	平成 年 月 日		起 案	平成 年 月 日			
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)					
文 書 保 存 期 間		永年 3 0年 1 0年 5年 3年 1年					
(収受文書発信年月日)		(収受文書記号番号)					
平成 年 月 日		第 号					
(受信者)		(発信者)					
(件 名)							
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。							
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	学務部参事役	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案
							課 係
内 ()							
(合 議)							
整理 番号							

〔省略〕

附 則

この規則は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

様式第3

(表) 東京学芸大学原議書

完 結	平成 年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	東学芸 第 号				
発 送	平成 年 月 日		平成 年 月 日				
照 合	平成 年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	平成 年 月 日			
浄 書	平成 年 月 日		起 案	平成 年 月 日			
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (平成 年 月 日まで)					
文 書 保 存 期 間		永年 3 0年 1 0年 5年 3年 1年					
(収受文書発信年月日)		(収受文書記号番号)					
平成 年 月 日		第 号					
(受信者)		(発信者)					
(件 名)							
上記のことについて別紙のとおり してよろしいか伺います。 します。							
学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事	
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	参 事 役	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案
							課 係
内 ()							
(合 議)							
整理 番号							

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：事務組織の一部改編及び保育所の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第2			別表第2		
〔省略〕			〔省略〕		
(総務部関係)			(総務部関係)		
事 項	名 義 者	専 決 者	事 項	名 義 者	専 決 者
〔省略〕			〔省略〕		
(5) 個人情報保護法に関する文書	学 長	<u>広報連携課長</u>	(5) 個人情報保護法に関する文書	学 長	<u>広報連携協力課長</u>
(6) 調査統計及び報告等に関する文書	学 長	<u>広報連携課長</u>	(6) 調査統計及び報告等に関する文書	学 長	<u>広報連携協力課長</u>
〔省略〕			〔省略〕		
(28) 職員のレクリエーションに関する文書	学 長	人 事 課 長	(28) 職員のレクリエーションに関する文書	学 長	人 事 課 長
<u>(29) 保育所に関する文書のうち軽易な文書</u>	<u>理事 (総務等担当)</u>	<u>総 務 部 長</u>			
<u>(30) 共済組合の各経理に関する文書</u>	支 部 長	総 務 部 長	<u>(29) 共済組合の各経理に関する文書</u>	支 部 長	総 務 部 長
<u>(31) 共済組合に関する諸報告及び通知に関する文書</u> (ただし、長期給付の決定請求に関するものを除く。)	支 部 長	総 務 部 長	<u>(30) 共済組合に関する諸報告及び通知に関する文書</u> (ただし、長期給付の決定請求に関するものを除く。)	支 部 長	総 務 部 長
<u>(32) 調査及び報告等のうち特に軽易な文書</u>	学 長	副 校 長	<u>(31) 調査及び報告等のうち特に軽易な文書</u>	学 長	副 校 長
<u>(33) 学長名とする教育研究活動に伴う学外への諸届・諸申請のうち軽易な文書</u>	学 長	部 局 の 長	<u>(32) 学長名とする教育研究活動に伴う学外への諸届・諸申請のうち軽易な文書</u>	学 長	部 局 の 長

(34)教育職員の出張，講師派遣依頼に対する回答文書	学 長	部 局 の 長
(35)特別支援教育就学奨励費に関する文書	学 長	総 務 部 長

〔省略〕

附 則

この規則は，平成22年6月7日から施行し，平成22年4月1日から適用する。

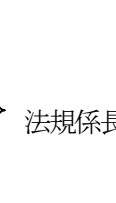
(33)教育職員の出張，講師派遣依頼に対する回答文書	学 長	部 局 の 長
(34)特別支援教育就学奨励費に関する文書	学 長	総 務 部 長

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

制定理由：事務組織の一部改編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省略〕				組 織 印	〔省略〕			
役 職 印	国立大学法人東京学芸大学長	30	総務課長	法規係長	役 職 印	国立大学法人東京学芸大学長	30	総務課長	法規係長
	東京学芸大学長	30				東京学芸大学長	30		
	<u>国立大学法人東京学芸大学理事</u>	<u>30</u>							
	<u>国立大学法人東京学芸大学監事</u>	<u>30</u>							
	大学院連合学校教育学研究科長	30				大学院連合学校教育学研究科長	30		
	事務局長	30				事務局長	30		
	総務部長	23				総務部長	23		
	総務課長	20				総務課長	20		
	人事課長	20				人事課長	20		
	<u>広報連携課長</u>	20				<u>広報連携協力課長</u>	20		
	附属学校課長	20				附属学校課長	20		
	財務施設部長	23				財務施設部長	23		
	財務課長	20				財務課長	20		
	経理課長	20				経理課長	20		
	施設課長	20				施設課長	20		
	学務部長	23				学務部長	23		
	学務課長	20				学務課長	20		
	教育企画課長	20				教育企画課長	20		
	学生課長	20				学生課長	20		
	入試課長	20				入試課長	20		
	国際課長	20				国際課長	20		

	附属図書館長 教育研究支援部長 教育研究支援課長 学術情報課長 情報基盤課長 監査室長	30 23 20 20 20 20	 総務課長	 法規係長
	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

〔省略〕

附　則

この規則は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （管理運営責任者等） 第2条 弓道場の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>副学長（学生等担当）</u>をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （管理運営責任者等） 第2条 弓道場の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>副学長（教育等担当）</u>をもって充てる。 〔省略〕

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：附属図書館規程の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は，東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）<u>第6条</u>の規定に基づき，附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，平成22年6月7日から施行し，平成22年4月1日から適用する。</u>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は，東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）<u>第4条</u>の規定に基づき，附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更並びに事務組織の一部改編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正										現 行									
〔省略〕										〔省略〕									
(様式1) (別紙B参照)										(様式1) (別紙A参照)									
(様式2)										(様式2)									
学内文書交換表										学内文書交換表									
月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等							月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等						
			総 務 課	人 事 課	広 報 連 携 課	附 属 学 校 課	財 務 課	経 理 課	施 設 課				総 務 課	人 事 課	広 報 連 携 協 力 課	附 属 学 校 課	財 務 課	経 理 課	施 設 課
〔省略〕										〔省略〕									
附 則																			
この要項は、平成22年6月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。																			

※ 別紙Aとして改正前の「様式1」を、別紙Bとして改正後の「様式1」をこの新旧対照表に添付。

学 内 文 書 処 理 票

東学芸 第 号

(件名)							
標記のことについて 伺（次のとおり してよいか） 供閲（別紙のとおり）	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	参 事 役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者
				平成 年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり、 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼（要回答 月 日まで） 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)		(発信者)					整 理 号
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印					
標記のことについて 伺（次のとおり してよいか） 供閲（別紙のとおり）	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	参 事 役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者
				平成 年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり、 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼（要回答 月 日まで） 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)		(発信者)					整 理 号
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印					
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開（秘・部外秘）（ 年 月 日まで） 永年 30年 10年 5年 3年 1年 その他（ 年）						

学 内 文 書 処 理 票

東学芸 第 号

(件名)							
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	学務部参事役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者
				平成 年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)		(発信者)					整 理 号
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印					
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供閲 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (教育等担当)	理 事 (研究・附属学校等担当)	理 事 (総務等担当)	理 事 (経営戦略等担当)	監 事	監 事
	副 学 長 ()	部 局 長	部 長	学務部参事役	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専 門 職 員
	(合議)			平成 年 月 日 決 裁			起 案 者
				平成 年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・依 頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)		(発信者)					整 理 号
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印					
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで) 永年 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)						